

列部門	0311-01	沿岸漁業
	0311-02	沖合漁業
	0311-03	遠洋漁業
行部門	0311-001	海面漁業（国産）
	0311-002	海面漁業（輸入）

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類031「捕鯨業」及び032「一般海面漁業」の生産活動を範囲とする。

なお、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業の範囲は、「漁業養殖業生産統計年報」に合わせ次のとおりとする。

沿岸漁業：漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力船を使用する漁船漁業並びに定置網漁業、地びき網漁業

沖合漁業：10トン以上の動力漁船を使用する漁船漁業のうち、遠洋漁業及び定置網漁業、地びき網漁業を除いたもの

遠洋漁業：遠洋まぐろはえなわ漁業、遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業等及び捕鯨業

〔生産物例示〕

魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「0311-011沿岸漁業」、 「0311-021沖合漁業」及び「0311-031遠洋漁業」を統合し、「0311-001海面漁業（国産）」及び「0311-002海面漁業（輸入）」に分割。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「0410-20、-200 遠洋・沖合漁業」を「0311-02、-021沖合漁業」及び「0311-03、-031遠洋漁業」に分割。

列部門	0311-04	海面養殖業
行部門	0311-041	海面養殖業

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、ほたてがい、かき類（から付）、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

列部門	0312-01	内水面漁業
	0312-02	内水面養殖業
行部門	0312-001	内水面漁業・養殖業

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類033「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

内水面漁業：さけ類、からふとます、さくらます、ひめます、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類、藻類

内水面養殖業：ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、ティラピア、淡水真珠、きんぎょ、錦ごい

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「0312-011内水面漁業」及び「0312-021内水面養殖業」を統合。

2 鉱業

列部門	0611-01	鉄鉱石
行部門	0611-011	鉄鉱石

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類0531「鉄鉱業」及び0532「砂鉄鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、「2029-011硫酸」部門の副産物である硫酸焼鉱は、本部門を競合部門とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「1210-010鉄鉱石（国産）」及び「1210-020鉄鉱石（輸入）」を統合。

列部門	0612-01	非鉄金属鉱物
行部門	0612-011	銅鉱
	0612-012	鉛・亜鉛鉱
	0612-019	その他の非鉄金属鉱物

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類051「貴金属鉱業」、052「非鉄金属鉱業」、細分類0533「マンガン鉱業」、0534「クロム鉱業」、0535「タングステン鉱業」、0536「モリブデン鉱業」、0539「その他の鉄属鉱業」及び小分類059「その他の金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

その他の非鉄金属鉱物：金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

〔注意点〕

① 昭和60年表の列部門「0612-01非鉄金属鉱物」は、55年表の列部門「1220-10銅鉱」、「1220-20鉛鉱」、「1220-30亜鉛鉱」、「1220-90その他の非鉄金属鉱物」及び「1990-10硫化鉱・硫黄」のうち硫化鉄を統合。

② 昭和60年表の行部門「0612-012鉛・亜鉛鉱」は、55年表の行部門「1220-200鉛鉱」と「1220-300亜鉛鉱」を統合。また、「0612-019その他の非鉄金属鉱物」は、55年表の行部門「1220-900その他の非鉄金属鉱物」と「1990-100硫化鉱・硫黄」のうち硫化鉱を統合。

列部門	0621-01	石灰石
行部門	0621-011	石灰石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類0828「石灰石鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

列部門	0621-09	その他の窯業原料鉱物
行部門	0621-099	その他の窯業原料鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類0821「耐火粘土鉱業」、0822「ろう石鉱業」、0823「ドロマイト鉱業」、0824「長石鉱業」、0825「陶石鉱業」、0826「けい石鉱業」、0827「天然けい砂鉱業」及び0829「その他の窯業原料用鉱物鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(石こう、化学石こう、高炉ガス灰、水滓、フライアッシュ、ガラス屑)は本部門を競合部門とする。

[生産物例示]

けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン

[注意点]

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「窯業原料鉱物」から「その他の窯業原料鉱物」に変更。

列部門	0622-01	砂利・採石
行部門	0622-011	砂利・採石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類081「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。

[生産物例示]

砂利、砂、かんらん岩(精鉱)

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列部門「1420-00砂利・石材」のうち砂利・採石を特掲。

列部門	0622-02	碎石
行部門	0622-021	碎石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2581「碎石製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

碎石、石材

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列部門「1420-00砂利・石材」のうち碎石を特掲。

列部門	0629-09	その他の非金属鉱物
行部門	0629-099	その他の非金属鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類083「化学・肥料原料用鉱物鉱業」、084「粘土鉱業(別掲を除く)」及び089「その他の非金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

[生産物例示]

重晶石、ベンナイト・けいそう土等の粘土、オリビンサンド

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列・行部門「1990-30、-300原塩」のうち岩塩と「1990-90、-900その他の非金属鉱物」を統合。

列部門	0711-01	石炭
行部門	0711-011	原料炭
	0711-012	一般炭・亜炭・無煙炭

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類06「石炭・亜炭鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、石炭掘採において発生する炭田ガスは副産物扱いとし、「2121-019その他の石炭製品」を競合部門とする。

[生産物例示]

原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭

[変更点]

行部門「原料炭」は昭和60年表の行部門「0711-011原料炭(国産)」及び「0711-012原料炭(輸入)」を、また、「一般炭・亜炭・無煙炭」は「0711-013一般炭・亜炭・無煙炭(国産)」及び「0711-014一般炭・亜炭・無煙炭(輸入)」をそれぞれ統合。

[注意点]

昭和60年表において、行部門「0711-013一般炭・亜炭・無

煙炭（国産）」及び「0711-014一般炭・亜炭・無煙炭（輸入）」は、55年表の行部門「1101-030一般炭・亜炭」と「1101-040無煙炭」を統合し、国産、輸入に組替。

列部門	0721-01	原油
行部門	0721-011	原油

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類071「原油鉱業」の掘採活動を範囲とする。

〔変更点〕

昭和60年表において本部門に含まれていた天然ガソリンを「0731-01、-011天然ガス」に統合。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「1301-010原油（国産）」と「1301-020原油（輸入）」を統合。

列部門	0731-01	天然ガス
行部門	0731-011	天然ガス

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類072「天然ガス鉱業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス

〔変更点〕

昭和60年表において列・行部門「0721-01、-011原油」に含まれていた天然ガソリンを本部門に統合。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「1302-100天然ガス（国産）」と「1302-200天然ガス（輸入）」を統合。

3 食 料 品

列部門	1111-01	と畜（含肉鶏処理）
行部門	1111-011	牛肉（枝肉）
	1111-012	豚肉（枝肉）
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の肉（枝肉）
	1111-015	と畜副産物（含肉鶏処理副産物）

（農林水産省）

家畜及び家きんをと畜解体し、枝肉及び鶏肉の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

牛肉、豚肉、鶏肉、その他の肉（馬肉、羊肉、山羊肉）、と畜副産物（原皮、内臓及び肉鶏処理副産物等）

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「1111-011枝肉・鶏肉」を「1111-011牛肉（枝肉）」、「1111-012豚肉（枝肉）」、「1111-013鶏肉」及び「1111-014その他の肉（枝肉）」に分割。

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、列部門の名称を55年表の「2011-00と殺（含肉鶏処理）」から「1111-01と畜（含肉鶏処理）」に変更。
- ② 昭和60年表において、55年表の行部門「2011-020原皮」、「2011-030と殺副産物」及び「2011-050肉鶏処理副産物」を「1111-012と畜副産物（含肉鶏処理副産物）」に統合。

列部門	1112-01	肉加工品
行部門	1112-011	肉加工品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうちハム、ベーコン、ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ（冷蔵品）、焼豚

列部門	1112-02	畜産びん・かん詰
行部門	1112-021	畜産びん・かん詰

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち、ハム、ベーコン、ソーセージ等を除く、畜産物を主な原料とする保存食品（びん・かん詰）の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

食肉びん・かん詰（コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等）、調理特殊かん詰（カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2012-10、-100畜産びん・かん詰」から「1119-03、-031レトルト食品」を除外。

列部門	1112-03	動物油脂
行部門	1112-031	動物油脂

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1282「動物油脂製造業」のうち、